

(合併存続特例民法法人の事後開示事項)
第六条

整備法第七十三条の規定により読み替えて適用する一般社団・財団法人法第二百五十三条
第一項の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 吸收合併の登記をした日
- 二 合併消滅特例民法法人及び合併存続特例民法法人における整備法第七十条（整備法第七十一
条において準用する場合を含む。）の規定による手続の経過
- 三 合併により合併存続特例民法法人が合併消滅特例民法法人から承継した重要な権利義務に關
する事項
- 四 整備法第七十三条の規定により読み替えて適用する一般社団・財団法人法第二百四十六条第
一項の規定により合併消滅特例民法法人が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録がさ
れた事項（吸收合併契約の内容を除く。）
- 五 前各号に掲げるもののほか、合併に關する重要な事項

この政令は、整備法の施行の日（平成二十年十二月一日）から施行する。

附 則